

市立福知山市民病院 大江分院

訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和6年6月1日

1. 訪問リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービスの種類・提供地域

事業所名	市立福知山市民病院 大江分院
介護保険指定番号	19-600295
所在地	京都府福知山市大江町河守 180番地
電話番号	0773-56-0138
FAX 番号	0773-56-1832
サービスの種類	訪問リハビリテーション
通常の事業 実施地域	福知山市（旧大江町）
	上記地域以外にお住まいでご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計	備考
管理者 専任医師	医師	1名		1名	病院と兼務
サービス提供者	理学療法士	1名		1名	病院と兼務

(3) 営業日及び営業時間 等

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

(4) 訪問リハビリテーションの内容

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的な『訪問リハビリテーション計画』を作成し、利用者等と合意のもと訪問リハビリテーションを実施します。

- | | |
|------|---|
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 病状、障害の評価・ 機能回復維持練習・ 日常生活動作練習・ 福祉用具及び環境調整・ 療養生活及び介助方法の指導・ その他 |
|------|---|

2. サービス内容に関する苦情

当事業所のサービスに関する苦情について、窓口を常設し、円滑かつ迅速に処置を講じます。

担当	電話番号
市立福知山市民病院 総合相談窓口 医事課長	0773-22-2101
市立福知山市民病院 大江分院 管理課長	0773-56-0138
福知山市 高齢者福祉課	0773-24-7018
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険相談係	075-354-9090
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会	075-252-2152

3. 料金

基本料金 *以下、表内の金額は自己負担割合が1割の場合の金額です。

	提供時間	基本料金
訪問リハビリテーション 提供時間と基本料金	20分	308円
	40分	616円
	60分	924円
介護予防訪問リハビリテーション 提供時間と基本料金	20分	298円
	40分	596円
	60分	894円

加算料金

種 類	料 金	内 容
サービス提供 体制強化加算I	6円 (20分)	訪問担当者が当事業所に継続7年以上勤務している場合は、左記の料金をいただきます。
短期集中リハ ビリテーション 実 施 加 算	200円/回	退院退所日・認定日より3ヶ月以内に訪問リハビリテーションを集中的に行った場合にいただきます。
認知症短期集中 リハビリテー ション実施加算	240円/回 (週2回)	医師による認知症の診断があるが、生活機能の改善が見込まれる方に対し、退院退所日・認定日より3ヶ月以内に訪問リハビリテーションを集中的に行った場合にいただきます
退院時共同指導加算	600円/回	病院又は診療所から退院する際、必要な指導の共有のため退院前カンファレンスに参加し場合にいただきます。
中山間地域等加算	基本料金の5%	旧大江町以外に居住している方の場合にいただきます。

*通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を利用者様にご負担いただきます。なお、交通費は、(1)(2)のとおりとなります。

(1) 通常の事業の実施地域を越えてから片道5キロメートル未満 400円

(2) 通常の事業の実施地域を越えてから片道5キロメートル以上 1キロメートルごとに50円

*その他の費用として、サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様のご負担となります。

4. 事故発生時、緊急時の対応

訪問リハビリテーション実施中に病状の急変、その他緊急を要する事態が生じたときには、速やかに利用者の家族、必要時には主治医、関係自治体に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

また、訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者を担当する居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

必要な処置として、主治医との連絡がとれない場合には、救急要請、緊急搬送も含まれます。

前項の事故の状況及び事故に際して行った処置については、速やかに管理者及び主治医に報告し記録されます。

サービスの提供に伴って責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
	氏名	(続柄：)
	連絡先	
ケアマネジャー	氏名	
	連絡先	

5. 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 職員は、業務上知り得た秘密を保持し、退職した後もこれを遵守いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等、サービス提供担当者間での情報共有におきまして、利用者やその親族の個人情報を用いる場合があります。その為、予め利用者及びその親族を代表する方より書面を以てご同意をいただきます。

6、虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、事業所職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。
- (5) 利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。

虐待防止に関する担当者	倉橋 宏明
-------------	-------

7、身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8、業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、訪問リハビリテーションを継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

9、衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されています。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施しています。
- (3) サービス提供職員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行っています。
- (4) 訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について衛生的な管理を行います。

令和 年 月 日

市立福知山市民病院 大江分院の訪問リハビリテーションサービス提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所

住 所 京都府福知山市大江町河守180番地

名 称 市立福知山市民病院 大江分院

代表者 福知山市病院事業管理者 阪上 順一

説明者 所属

氏名

私は、契約書及び本書面により、市立福知山市民病院 大江分院の訪問リハビリテーション事業所から重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

家族代表又は代理人

住 所 _____

氏 名 _____